

平成26年度国民年金基金連合会事業計画

平成 26 年度国民年金基金連合会事業計画

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、その設立目的を全うするため、国民年金基金制度及び個人型確定拠出年金制度の普及発展及びその円滑な実施を目指し、次に掲げる事業を効率的に推進する。

I 国民年金基金に関する事業

1 中途脱退者等に関する事業

（1）年金等の支給及び年金資産の運用に関する事業

中途脱退者（国民年金基金（以下「基金」という。）の加入員資格を 60 歳になる前に喪失した者。ただし、15 年以上基金に加入していた者を除く。）に対し、正確かつ迅速に年金及び遺族一時金（以下「一時金」という。）の支給を行う。また、これらの給付に係る年金資産を安全かつ効率的に運用する。

（2）年金未請求者に対する取組

年金未請求者（受給年齢に達した中途脱退者であって年金請求を行っていない者）に対し、年金支給を確実にを行うため、次の取組を行う。

- ① 受給前の中途脱退者に対し、定期的（3 年ごと）に、納付実績、受取予定年金額等の情報を提供するとともに、住所等の変更があった場合の手続きを促す。
- ② 受給年齢到達後の年金請求が遅れている者に対し、再

案内を定期的（6 月後、1 年後及び 5 年後）に行う。

- ③ 再案内を行った後も年金請求のない者に対し、文書、電話、訪問等により勧奨を行う。訪問については、基金との協力体制を構築する。
- ④ 転居等により住所不明となっている者について、厚生労働省からの住所情報の提供、住民基本台帳ネットワークの活用、市区町村への確認により、転居先住所の把握に努める。
- ⑤ ホームページ、通知文書等において、住所等の変更や年金請求の手続きを呼びかける。
- ⑥ 年金未請求者の状況把握及び管理について、データベースを構築することなどにより、よりの確かつ効率的な事務処理の実施を図る。

2 給付確保事業、共同運用事業、財政調整事業及び年金財政安定事業

基金の支払う年金及び一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金を原資として、基金の積立金の額を付加する事業（給付確保事業、共同運用事業）を行うとともに、財政調整事業及び年金財政安定事業を行う。

3 資産運用に関する事業

前記 2 の事業に係る資産について、基金の委託を受け、「積立金運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用を図る。中途脱退者に係る年金資産についても、同様に

運用する。

(1) 新基本ポートフォリオへの移行

連合会が支払い義務を負う給付及び交付義務を負う交付金にかかる積立金を将来にわたり確実に確保することを目的とし策定した、新基本ポートフォリオへの円滑な移行を行う。

(2) 運用受託機関に対する評価の実施等

運用受託機関へのヒアリング（年4回）等により、運用受託機関の定量、定性評価を実施し、必要に応じ、運用受託機関構成に関する見直しを行う。

(3) リスク管理

長期運用、分散投資の考え方に則り、時価資産構成割合と基本ポートフォリオの乖離状況等を確認し、許容乖離幅を逸脱しないよう資産全体のリスク管理を行う。

(4) その他

- ① 管理されたリスクの中で、より効率的な積立金運用を行うため、有効な投資手法等に関する調査研究を行う。
- ② 資産運用委員会において、外部の有識者から積立金運用に関する幅広い助言を受け、積立金運用の効率化を図る。（年2回程度）
- ③ 総合企画委員会及び共同運用委員会において、連合会に掛金の運用を委託している基金に対し、積立金運用に関する情報提供を行う。（年2回程度）

4 基金が行う事業の健全な発展を図るための事業

総合企画委員会、事業推進委員会、事務処理委員会等により基金との連携を図りつつ、以下の業務を実施する。

(1) 基金と共同して行う事務処理

- ① 連合会に設置されたホストコンピュータと基金の端末装置をオンライン通信回線で結び事務処理を行う等、連合会と基金が共同で事務処理事業を行うことにより、基金の事務処理を効率的に行い、経費の軽減を図る。
- ② 事務処理の効率化、迅速化及び制度見直しへの適切な対応を図るため、国民年金基金システム等について、所用の改善を行う。特に、基金の端末装置については、平成26年12月に耐用年数が経過することから、機器の更改を円滑に実施する。
- ③ 基金の振込手数料の削減を図るため、年金の振込に係る事務処理の共同化を推進する。
- ④ 幅広く基金制度の周知を図るため、共同ダイレクトメールをより重点的・効率的に発送する（年3回）とともに、テレビ等による共同広報を実施する。
- ⑤ 基金の現加入者、待期者及び年金未請求者に対し、それぞれに対応した定期的な情報提供を行う。

- (2) 加入推進業務の実施及び基金事務の適正な運営の確保
加入推進業務の効果的な実施・基金事務の適正な運営等を行うため、指導、連絡及び情報交換等を行う。

- ① 共同ダイレクトメールや共同広報の活用による各基金の自家募集の推進
- ② 加入申出受理業務委託機関による加入の促進
 - ア 全国的に業務を行う委託機関のヒアリング（年2回）
 - イ 基金における委託機関の新規拡大及び既存委託機関との連携強化に向けた調整
- ③ 基金職員の研修
 - ア 新任常務理事及び事務長の研修（年1回）
 - イ 加入推進業務に関する研修（年1回）
- ④ 加入推進業務を効果的に実施するために必要な情報の基金等への提供

共同事務処理運営規程第7条に基づく増口勧奨用のデータの定期的な提供について、引き続き実施するとともに、より効果的かつ効率的な増口の推進のための検討を行う。

また、高齢者任意加入制度の周知の徹底を図る。
- (3) 事務費が逼迫している基金への対応

加入員数の減少等により事務費が逼迫している基金について、その運営が円滑に行えるよう、所要の対応措置を講ずる。
- (4) 基金に関する広報及び情報の提供

第1号被保険者はもとより、基金に関わる様々な関係者が基金に関する理解を深めることができるよう、基金に

関する広報及び情報の提供を行う。

- ① 『国年基金の広場』の発行（年4回）
 - ② ホームページを通じた基金制度及び連合会業務に関する適切な広報及び情報の提供
- (5) 基金が行う事業等に関する調査及び研究

基金が的確な事業運営を行うことができるよう、基金が行う事業等に関する調査及び研究を行う。

 - ① 国民年金基金の概要の作成
 - ② 加入勧奨等に関する調査及び研究
- 5 数理業務

基金の年金財政に係る以下の数理業務について、基金からの依頼を受け業務を行う。

 - (1) 基金の平成25年度決算に係る責任準備金の算定及び年金経理の財務諸表等決算用資料の作成
 - (2) 基金の平成27年度の年金経理の予算書の作成
 - (3) 希望する基金の年金財政の将来見通しの作成

II 個人型確定拠出年金に関する事業

1 制度の実施機関としての業務の実施

個人型確定拠出年金の実施機関として、加入者の資格確認や掛金収納等の事務を的確に行う。

2 加入申出書等の入力等の事務処理体制の集約化

加入申出書等の入力等の事務について、全国の国民年金基金に委託して行っている現行の体制を見直し、平成27年1月から集約化して一元的に実施する体制に改めるための必要な準備を適切に行う。

3 確定拠出年金システムの改善

事務処理の効率化・迅速化及び制度見直しへの適切な対応を図るため、確定拠出年金システム、業務の実施方法等について、所要の改善を行う。

4 個人型確定拠出年金に関する情報の提供

個人型確定拠出年金の普及推進を図るため、効果的な情報提供等を行う。

(1) 企業年金関係者に個人型確定拠出年金の理解を深めるため、研修会への講師派遣などを行う。

(2) ホームページやパンフレットを通じて、個人型確定拠出年金制度の内容、制度改正等の内容及び業務の状況などに

関する情報提供を適切に行う。

5 自動移換者に対する対策

企業型確定拠出年金の普及に伴い増加を続ける自動移換者に対応するため、必要な方策を講じる。

(1) 自動移換者について、発生を未然防止し、減少させるため、企業型確定拠出年金実施者等を通じた加入等手続きの勧奨を継続するとともに、脱退一時金に係る要件緩和について適切に周知を行う。

(2) 住所不明の自動移換者に対し、厚生労働省から住所情報の提供を受け住所変更の届出勧奨を行う。

(3) 死亡が判明した自動移換者の遺族に対する死亡一時金請求勧奨を行う。

6 運営管理機関等との連携

加入者等への窓口対応、資産の管理運用や移換、加入記録管理等の諸業務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携のもとでの業務の円滑な実施に努める。

7 基金との連携

基金事務の円滑な実施を図るため、個別案件に関する入力

方法、相談及び照会について必要な指導を行うとともに、実務上の留意点の周知、加入実績等の情報提供も通じて連携強化に努める。また、平成27年1月から加入申出書等の入力等の事務処理体制の集約化を円滑に実施できるよう連携強化に努める。

Ⅲ 内部統制の充実・強化

1 体制の整備

外部からの照会等の報告を受け、内容分析、今後の対応策等の検討を行う体制を整備し、コンプライアンスの徹底を図るなど、内部統制を充実・強化する。

2 個人情報保護の徹底

個人情報保護法等を踏まえ、情報セキュリティに関する監査方法を策定し監査を実施するなど、情報セキュリティ及び個人情報の保護管理の徹底を図る。

3 監査（保証）の実施

公認会計士による年金経理等の監査（保証）を実施するとともに業務経理等の監査（保証）を新たに実施する。

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行への対応

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行（平成28年1月以降順次実施）に向け、基金及び連合会における対応について検討を進める。